

障害児の放課後等デイサービス事業所における 保護者の就労支援の位置づけ

丸山 啓史

Support for Working Parents by After School Day Service Centers

Keishi MARUYAMA

Accepted June 17, 2015

抄録：本稿では、障害児の放課後等デイサービス事業所を対象とする質問紙調査をもとに、放課後等デイサービス事業所における保護者の就労支援の位置づけを示している。保護者の就労支援を事業の役割として重視している放課後等デイサービス事業所は少ない。「療育」と「預かり」とを二項対立的にとらえる見方を背景として、保護者の就労支援を事業の役割として位置づけることに消極的・否定的な事業所も多い。また、保護者による子どものケアを重視する事業所が少なくない。現状では、放課後等デイサービス事業所において保護者の就労支援が事業の役割として十分に位置づけられているとはいえない。保護者の就労保障という観点からみると、今後さらなる議論が必要である。

索引語：障害児，放課後等デイサービス，保護者の就労支援

Abstract : Based on questionnaire to After School Day Service centers for children with disabilities, this paper reveals the centers' perception of the support for working parents. A little centers regard the support for working parents as the important purpose of After School Day Service. There are many centers which are negative about the support for working parents, from the dichotomous mode of thinking such as "developmental support or nursing". Furthermore, many centers emphasize the importance of the care of children by their parents. In the present, the support for working parents is not given substantial importance by After School Day Service centers. To guarantee the work of parents, we need more discussion.

Key Words : children with disabilities, After School Day Service, support for working parents

1. 問題と目的

1990年代後半には、障害児の母親による複数の著作において、母親の就労をめぐる問題が扱われている。たとえば、玉井・柴田（1996）は、障害児を育てながら就労を続ける母親のネットワークの

活動を紹介している。また、児玉（1998）は、重度の障害のある子どもを養育するなかで仕事を辞める決意をした経緯を記している。そして、西浜（1999）は、障害児の母親の就労についての問題意識から、保育所・学校・学童保育などのあり方を問題にしている。これらは、障害児の母親が就労することの困難さや、保護者の就労支援という課題を提示するものであったといえる。

一方、日本において、障害児の母親の就労についての研究的関心はこれまで低調だった。江尻（2014）が示しているように、障害児の母親の就労に関して、米国等においては多くの研究の蓄積がみられるのに対して、日本においては研究が非常に少ない。「障害児の母親が基本的には障害児のケアを担う存在として認知され」（江尻，2014，p.431）てきたこと、「母親は障害児の発達支援の『支援者』という側面が強調されてきたこと」（小木曾，2014，p.155）が、その理由として考えられている。

しかし、1990年代末には、障害児の母親の就労に焦点を当てた調査研究がなされ（上村ら，1999，2000），就労していないものの就労したいという意向をもつ母親が多いこと、障害児の母親が就労することは母親自身の精神的な安定につながり得ることなどが示されている。また、近年において、丸山（2012a）は、障害児の母親を対象とするインタビュー調査をもとに、母親の就労について、社会的な人間関係の広がりや育児ストレスの軽減など、経済的側面にとどまらない意義があり得ることを明らかにしている。さらに、丸山（2012b）は、障害児や家族についての周囲の理解の促進にとっても、母親が就労して社会的な関係を広げることには意義があると指摘している。

障害児の母親の就労が制約されることの問題性については、田中（2010）が、家計がシングルインカムによって支えられていることを、障害児者の家族が貧困に陥る要因として挙げている。また、江尻・松澤（2013）は、障害児の母親を対象とする質問紙調査をもとに、母親の就労が制限されていることと合わせて、障害児を育てる世帯は厳しい経済状況に置かれる傾向のあることを示している。さらに、江尻（2014）は、国外の研究を総覧し、障害児の母親の就労の制約が家庭の経済状況や母親の心身の傾向に負の影響を与え得ることを、知見としてまとめている。

これらの研究が示すように、母親の就労には重要な意義があり得る。また、藤原（2006）や玉井（2008）が述べていたように、就労を望む障害児の母親は増加してきていることが推測される。経済的な理由から就労を必要とする障害児の母親が多くなっていることが指摘されてもいる（平野・大越・山本，2015）。すべての障害児の母親が就労しなければならないわけではないが、就労を望む母親の就労が保障される社会的条件は整備されなければならない。

そうした社会的条件として重要なものの一つが、子どもの学齢期における放課後・休日の支援である（丸山，2011a；小木曾，2014，など）。この放課後・休日の支援の動向をみると、2012年に放課後等デイサービスの制度が発足したことにより、放課後等デイサービス事業所が全国的に急増している。放課後等デイサービス事業所において保護者の就労支援がどのように位置づけられているのかは、障害児の母親の就労を考えるうえで重要な問題だといえる。

放課後等デイサービスは、児童福祉法において「生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進その他の便宜を供与すること」とされており、丸山（2013b）が批判的に言及しているように、保護者の就労支援は放課後等デイサービスの役割として明記されていない。また、加藤（2012）や須河（2014）のように、放課後等デイサービスの役割として子どもの「発達支援」を強調し、保護者の就労支援など、家族の支援を重視することに消極的な議論もみられる。

しかし、一方では、保護者の就労支援という役割を放課後等デイサービスに求める議論もある。放課後等デイサービスの制度が創設される過程においては、「障害のある子どもの放課後保障全国連絡

会（全国放課後連）」が、保護者の就労支援を制度の目的の一つに位置づけることを求めている。2011年10月31日の障害保健福祉関係主管課長会議資料に示された「放課後等デイサービスの概要」においては、「家族の勤務等を考慮した開所時間の設定」という文言がみられ、保護者の就労を支援する役割が想定されていたこともうかがえる。また、2014年に厚生労働省のもとで「障害児支援の在り方に関する検討会」がまとめた報告書においては、「保護者の就労のための支援」という項目が設定されており、「本検討会では、子どもに障害があるからといって就労が制限されるようなことはあってはならないという考え方が共有された」として、「保護者の就労支援の観点からは障害児支援の役割も大きい」とされている。

このような状況のもと、放課後等デイサービス事業所において保護者の就労支援はどのように位置づけられているのだろうか。本稿では、放課後等デイサービス事業所を対象とする質問紙調査をもとに、このことを明らかにする。

2. 方法

(1) 一次調査

都道府県および政令指定都市のホームページや放課後等デイサービス担当部局を通じて得た事業所一覧をもとに、全国すべての放課後等デイサービス事業所を対象とする質問紙調査を郵送により実施した¹⁾。3797か所の事業所が対象となり、1916か所の事業所から回答が得られた。回収率は50.5%である。「放課後等デイサービスの事業を終了した」「現在は放課後等デイサービスを実施していない」といった内容が回答だったものを除き、1897か所からの回答を有効回答票とした。

保護者の就労支援に深く関わる調査項目としては、事業において「特に重視していること」を問うものがある。「子どもが安心して過ごせる居場所をつくること」「身辺自立など、日常生活に必要な力をつけること」といった10項目のなかから3つまで選択するものである。また、事業・活動における課題などについて、自由記述による回答を求めた。

調査時期は、2013年10月から2014年1月である。

(2) 二次調査

一次調査によって活動状況が把握された事業所を対象として、保護者の就労支援に焦点を当てた質問紙調査を郵送により実施した。対象となった1772か所²⁾のうち723か所(40.8%)から有効回答票が得られた。

調査内容は、登録児の人数、登録児の母親のなかでの就労している人の割合、保護者の就労支援の位置づけ、などである。保護者の就労支援の位置づけに関しては、「保護者の就労の支援を事業の役割の一つにしていますか？」という質問について、「している」または「していない」を選択するよう求めた。そして、「していない」と回答した事業所に対しては、その理由を「放課後デイは保護者の就労の支援を主要な目的とするものではないから」「子どもが通う日数や時間との関係で保護者の就労の支援にはなりにくいから」「その他」のうちから選択するように求め、「その他」と回答した事業所に対しては、その具体的な内容の記入を求めた。また、「保護者・家庭に関することで、気になること、お困りのこと」について、自由記述による回答を求めた。

調査時期は、2014年6月から2014年7月である。

3. 結果と考察

(1) 就労支援の位置づけ

一次調査において、「特に重視していること」についての回答は表1のようになっている。「保護者の就労を保障すること」を選択した事業所は、1864か所のうちの154か所(8.3%)でしかない。保護者の就労支援を「特に重視している」という事業所は少ないといえる³⁾。しかし、この質問項目は選択肢を3つまで選ぶことを求めたものであるから、「保護者の就労を保障すること」を選択しなかった事業所が保護者の就労支援を放課後等デイサービスの事業の役割として考えていないとは限らない。

そこで、二次調査においては、保護者の就労支援に焦点を当て、「保護者の就労の支援を事業の役割の一つにしていますか？」という質問を行った。その結果、723か所の事業所のうち、378か所(52.3%)が「している」と回答し、330か所(45.6%)が「していない」と回答した。保護者の就労支援について、「特に重視している」とはいえないものの、役割の一つとして考えている事業所は少なくないといえよう。二次調査における自由記述回答をみても(表2)、時間を延長して子どもを預かったり(表2の①～⑥)、保護者の勤務時間に合わせて送迎を行ったり(表2の⑦⑧)している例のあることがわかる。

二次調査について、保護者の就労支援を事業の役割としているかどうかを、事業所の登録児数別にみると、表3のようになっている。「10人以下」の事業所においては「している」という回答の割合が「していない」という回答の割合に比べて大幅に高く、「41人以上」の事業所においては「していない」という回答の割合が「している」という回答の割合に比べて大幅に高い。しかし、「している」と回答している事業所のなかには21人以上の登録児のいる事業所も多いことがわかる。障害のある子どもの放課後保障全国連絡会(2014)が示すように、放課後等デイサービスの事業所の多くが一日あたり10人を定員としていることを考えると、登録児が10人を大きく上回る事業所においては、その事業所に登録児すべてが毎日のように通うことはできない場合が多いと考えられる。事業所が保護者の就労支援を事業の役割として位置づけている場合であっても、一つの事業所だけでその役割が十分に担えているとは限らないことが推測できる。

次に、表4は、二次調査の結果について、登録児の母親のなかでの就労している母親の割合を、保護者の就労支援を事業の役割としているかどうかの別にみたものである⁴⁾。「していない」と回答している事業所よりも「している」と回答している事業所において母親の就労割合が高い傾向が全体としてみてとれるが、「していない」と回答している事業所において就労割合が低いとは限らず、「している」と回答している事業所において就労割合が高いとも限らない⁵⁾。事業所が保護者の就労支援を事業の役割として位置づけている場合であっても、保護者の就労が十分に保障されているとは限らないであろうことが、ここからも推測できる。

もっとも、放課後等デイサービスについては、複数の事業所に通っている子どもが少なくない(障害のある子どもの放課後保障全国連絡会, 2014)。一つの事業所だけでは十分な就労支援が得られなくても、複数の事業所に子どもを通わせることによって保護者の就労が可能になっている例は少なく

ないと考えられる⁶⁾。保護者の就労支援が事業の役割として位置づけられていなくても母親の就労割合が高い事業所が多いのも、そのことが理由の一つとして想定できる。

表 1 特に重視していること（3 つまで選択）（n=1864 か所）（一次調査）

子どもが安心して過ごせる居場所をつくること	1371	73.6%
身辺自立など、日常生活に必要な力を子どもにつけること	962	51.6%
子どもが言葉やコミュニケーションの力などをつけられるようにすること	922	49.5%
子どもの成長・発達の土台を豊かにすること	819	43.9%
子どもが友だちや同年代の仲間と過ごすこと	684	36.7%
保護者のレスパイト（休息・介護負担軽減）を保障すること	410	22.0%
子どもの体調を整え、健康を保持すること	234	12.6%
交通機関の利用など、社会生活に必要な力を子どもにつけること	156	8.4%
保護者の就労を保障すること	154	8.3%
その他	67	3.6%

表 2 保護者の就労支援の取り組み（二次調査）

①保護者の勤務時間が早ければ預かる時間を早め、帰りが遅くなる時は預かる時間を延長しています（規定の範囲内で）。
②保護者様の就労、仕事の継続のため、利用日の時間延長やイレギュラーでの利用もできる限り対応している。
③保護者の就労時間が利用時間をオーバーする時は、事前に相談があれば延長預かりも受け入れている。
④共働きの親の場合、19時まで延長して預かっている。
⑤平常時の開所時間 14:30～17:30、休業日（学校の）開所時間 9:30～16:00 と設定しているが、夏休みだからといって保護者の仕事が早く終わるわけではないため、保護者の就労支援のため、開所時間を越えてお子さんをお預かりする日があります。
⑥就労している家庭に対して時間を延長する場面がある（ボランティア）。
⑦働いている家庭（母親）の出勤時間に合わせた送迎サービス等。
⑧両親が共働きの場合等、遅い送りの時間をサービスとして行っている。
⑨仕事をされている家庭に対しての融通はきくようにしています。
⑩夏休みは様々なニーズのもと、朝 8 時前から夜、最後の 1 人まで 8 時過ぎまで開所しています。
⑪（土）の利用時間は 9:00～18:00 であるが、保護者の仕事都合上、8:00～の開所になっており職員の負担が大きい。
⑫保護者の就労の時間帯で、開所時間より 2h も早く、閉所時間後 2h が当たり前になっているが、人件費と延長加算が見合わないため、サービスで正職員が支援する実態がある（パートや非常勤は退社）。

表 3 就労支援を事業の役割にしているか（登録児数別）（二次調査）（n=723 か所）

登録児数	「している」	「していない」	無回答	合計
10 人以下	61 63.5%	33 34.4%	2 2.1%	96 100.0%
20 人以下	74 50.0%	73 49.3%	1 0.7%	148 100.0%
30 人以下	95 59.0%	63 39.1%	3 1.9%	161 100.0%
40 人以下	67 51.9%	61 47.3%	1 0.8%	129 100.0%
41 人以上	60 38.7%	89 57.4%	6 3.9%	155 100.0%
無回答	21 61.8%	11 32.4%	2 5.9%	34 100.0%

表4 母親の就労割合（就労支援の位置づけ別）（二次調査）（n=723 か所）

就労支援を事業の 役割としているか	8割以上	6割以上	4割以上	2割以上	2割未満	把握し ていない	無回答	合計
している	104 27.5%	105 27.8%	100 26.5%	40 10.6%	23 6.1%	2 0.5%	4 1.1%	378 100.0%
していない	49 14.8%	87 26.4%	85 25.8%	57 17.3%	32 9.7%	13 3.9%	7 2.1%	330 100.0%
無回答	2 13.3%	4 26.7%	4 26.7%	1 6.7%	0 0.0%	2 13.3%	2 13.3%	15 100.0%

(2) 就労支援を役割としない理由

既にみたように、二次調査においては、「保護者の就労の支援を事業の役割の一つにしていますか？」という質問に対して、半数近くの事業所が「していない」と回答している。「していない」理由についての回答は、表5の通りである。「放課後デイは保護者の就労の支援を主要な目的とするものではないから」という回答が最も多く、二次調査に対して回答のあった事業所（723 か所）の24.2%がそのように回答している。また、「保護者の就労の支援を役割とすべきではない」として、放課後等デイサービスが就労支援の役割を担うことを強く否定する事業所も、二次調査に対して回答のあった事業所の1割近くに及んでいる。

保護者の就労支援を事業の役割として位置づけていない理由については、「その他」を選択している事業所も少なくない。「その他」の内容をみると、「実質的には就労の支援となっている場合はある」「結果的にそうなっている」というように、事業所としては保護者の就労支援を事業の役割として位置づけていないものの、実際には就労支援としての役割を果たしていると認識している事業所もある。さらに、「必要であれば行う」「ママたちから希望されれば即対応します」というように、必要や要望があれば就労支援を行うとしている事業所もある。「必要に応じて法人の別部署にて行っています」というように、放課後等デイサービスではない別の事業によって保護者の就労支援を行っているという例もある。

しかし、「その他」の内容の記述として多いのは、放課後等デイサービスの目的が子どもの「療育」にあることを理由として挙げる回答である（表6）。「療育」という言葉のほかにも「発達支援」などの言葉が用いられており、表現はさまざまであるが、子どもにとっての放課後等デイサービスの役割を重視し、就労支援という保護者・家族にとっての役割を位置づけることに消極的・否定的な姿勢を示す事業所が少なからずあることがうかがえる。

表5 保護者の就労支援を事業の役割にしていない理由（複数回答）（二次調査）（n=325）

放課後デイは保護者の就労の支援を主要な目的とするものではないから	175	53.8%
子どもが通う日数や時間との関係で保護者の就労の支援にはなりにくいから	101	31.1%
放課後デイは保護者の就労の支援を役割とすべきではないから	67	20.6%
その他	77	23.7%

表6 「療育」が放課後等デイサービスの目的であるとする回答（二次調査）

-
- ①療育・発達支援を主にしているから。
 - ②療育が中心であるべき!!
 - ③当事業は療育支援一本で行っている為、母の協力は大切だと考えています。
 - ④子どもの発達に主眼をおいている。
 - ⑤当事業所は子どもの発達保障を第一の目的としているから。
 - ⑥保護者の就労支援がお子さんの発達支援や情緒的安定と必ずしも一致するものではない場合があると考えているため
 - ⑦就労に関しては、それぞれの家庭の事情が異なっており、立ち入れないものである。また療育（発達支援）とは別のものであると考える。
 - ⑧子ども達に毎日、訓練を施し、療育を非常に重視しているので。就労支援を重視すると、預かり型になってしまう。
 - ⑨預かり型ではなく、療育型の体制をとっているから。
-

(3)「療育」と「預かり」の二項対立

放課後等デイサービスの目的として「療育」を位置づけることは、保護者の就労支援を事業の役割として位置づけないことを必ずしも意味しない。保育所や学童保育と同じように、子どもの発達支援と保護者の就労支援とを基本的には統一的にとらえていくことも可能なはずである。それにも関わらず、保護者の就労支援を事業の役割として位置づけない理由として、「療育」を放課後等デイサービスの目的として重視することが挙げられているのである。このことの背景には、表6の⑧や⑨の回答に典型的にみられるような、「療育」と「預かり」とを二項対立的にとらえる見方が強いことがあると考えられる。放課後等デイサービスについて、「療育」であることを重視し、「預かり」であることを否定することから、保護者の就労支援を事業の役割として位置づけることに消極的・否定的な事業所があるのである。

そのように「療育」と「預かり」とを二項対立的にとらえる見方は、表7に示されているように、一次調査における自由記述回答をみても少なからず認められるものである。一次調査の有効回答票数からすると表7のような回答の絶対数が多いとは必ずしもいえないが、放課後等デイサービスをめぐる課題等を幅広く問う質問に対して同様の回答が少なからずみられたことは注目すべきことといえる。

表7において、「預かり」は、「レスパイト」（表7の⑪～⑲）や「就労保障」（表7の⑲⑳）という言葉とも互換性のあるものとしてとらえることができる。「預かり」という言葉で表現されることの多い保護者・家族にとっての役割と、「療育」という言葉で表現されることの多い子ども本人にとっての役割とが、放課後等デイサービスについては二項対立的にとらえられる傾向がうかがえるのである。

そして、「療育」と「預かり」とを二項対立的にとらえたうえで、「療育」を重視する立場を示す事業所の少なくないことが、一次調査の結果からみてとれる（表8）。また、それと表裏の関係にあることとして、「預かり」を中心としているとみなされる事業所について批判的な立場を示す事業所が少なくないことも、一次調査の結果からうかがえる（表9）。

二次調査においては、「療育は学校で。放課後の短時間はゆっくり過ごせる居場所づくりが最優先だと思います」といった自由記述回答もみられる。また、「放課後デイを教育的指導的な場ととらえて、過剰に指導優先、力を付けることを優先に考える方が少なからず居る」ことを問題視する回答もある。しかし、そのような回答は、一次調査および二次調査における自由記述回答においては少数である。

表 7 「療育」と「預かり」とを二項対立的にとらえる回答（一次調査）

-
- ①療育を掲げて活動を行っていますが、お預かり目的の保護者がとても増えてきている様に思います。療育内容や活動内容より、一時間でも長く預かってほしい声を保護者の方からよくお聞きします。
 - ②療育として行ってきたが、預かりの必要性が高くなり、新たな事業展開をすることになった。従来の療育（と小・中で呼ぶかはともかくとして）的視点での事業（本人支援、家庭支援、学校などとの調整、通院同行など）も必要なのだが、発達障がい児の対応に苦慮している。
 - ③現在、タイムケアより放課後等デイサービスに移行して思うことは、療育とあずかりの狭間にいることです。保護者ニーズとしてはあずかりを希望する方が多数おられ、療育事業所として新しく生まれ変わったはずが、以前とあまり変わっていないことがあげられます。
 - ④児童発達支援事業の後、同じ場所で放課後等デイサービスを行っています。預かり型ではなく、未就学からの療育の延長として実施しています。対象学年毎にプログラムを作成し、希望者に参加していただいています。
 - ⑤あくまでも療育を主体として取り組んでいるが、本制度にはもう一つ“放課後預かり”的な面も見られ、定員 10 人に 2 人の指導員体制を前提にした補助金の仕組みになっているように思われる。その為、定員枠を増やせない民間施設が多いのではないかな？
 - ⑥預かりを希望される家族はあるが、療育中心であり、両立は難しいが、近くに預かりのデイもない。
 - ⑦療育が必要な子どもが多く、あづかりだけでは難しい。
 - ⑧保護者さまの要望は「いつでも安心して預かってくれるところ」で、「送迎をきちんとやってほしい」ですが、運営側としては、「安定した療育のために」「安定した運営」としたいところ。
 - ⑨一日預けられたらと思う親と、何か療育を目的として利用されている親との個人差が大きい（職員にもあてはまる）。
 - ⑩長い間、あづかってくれる事業所に保護者の方は興味をもっており、療育の内容、子どもの成長発達をふまえた事業所を選ぶ事が減ってきていると思われる。
 - ⑪レスパイトなのか療育なのか、わからなくなっているところ。
 - ⑫レスパイトのものと療育的なのものの差が大きい。
 - ⑬個別支援計画を丁寧に実施する療育メイン事業所と、レスパイト重視の事業所に報酬単価の差がない。
 - ⑭レスパイト的な目的でなく、その子に療育的に関わってほしいという保護者のニーズに応えようとする、職員と場所が不足しています。
 - ⑮保護者はレスパイトの要素での申し込みが多く、療育視点がうすい。
 - ⑯レスパイト目的の御利用者さんが多く、療育内容そのものにご理解いただけないご家庭が増えております。業界全体で広く訴えていかねばと思います。
 - ⑰家族にとってはレスパイト的な意味が多いように感じ、利用の頻度も様々で、児童に対しての生活能力向上といった支援を行なっていくのが難しく感じる。
 - ⑱開所時間（4 時間）としておけると「あずかり（レスパイト）」なのか「療育」なのかあいまいになります（日中一時支援との違い）（療育（セラピー）としての 4 時間というのは疑問に思います。長すぎる）。
 - ⑲「療育」という目的で放課後等デイサービス事業を展開しているが、保護者の意識としては、日中一時支援と変わりなく、就労保障やレスパイトとしてとらえて、長時間預かってほしいという保護者が多い。「療育」を目的に利用する子どもと、日中一時支援のすみわけが必要なのか、そのための職員、場所の確保ができるのか課題となっている。
 - ⑳保護者の就労保障という面と療育という面でどっちつかずの状態。長い時間、事業所を利用すれば保護者はよいのかもしれないが、当のお子さん達はどうなのか？支援内容の充実、スタッフの負担を考えるとバランスが難しい。
 - ㉑学童保育と一体的運営の為、「預かってくれればよい」が保護者の基本的な考えで、活動内容（子どもの支援、成長の為に…）の相談がしにくい。
 - ㉒親に求められることの違い（学童みたいに、ただ預けられればいいと思っている方が多い）。当社では、成長に必要な活動を一人一人に行ないたい。
 - ㉓働いているお母さんにとって週 2 日の利用だけでは足りないとは思いますが、学童のようなお預かりの場ではないという思いと、ニーズに応えたいという思いとがあり、難しい問題です。
-

表 8 「療育」を重視する回答（一次調査）

-
- ① 学園の子どもが将来、自立した生活（その人の出来る範囲で）を目標に今、必要な身につけるべきことを課題とし、保護者にもお伝えし、豊かな人生を送るためのサポートとして療育をしています、多くの事業所は人数を多くとらなければ、けっきょくレスパイト又はあずかるだけが多いです。
 - ② 療育スタッフ（OT）を入れて療育をするべきである。レスパイトになりつつある→しっかり分ける必要あり。
 - ③ 基本、1 回 1 時間の個別療育を行っています。そのため、就学児は平日の夕方や土曜日に利用しているが、希望者が多く、利用できない人も多数います。就学前は“療育”という形で利用できる場所は他にもありますが、就学した途端、利用できる場所がなくなり、ご家族は相談さえできない状態です。就学児の児童が専門的な療育を受けたり、ご家族が相談できるような場をふやすことは大きな課題であり、放課後等デイサービスがその役割を果たしていくことを期待しています。
 - ④ 放課後等デイサービスは、療育を目的としており、1 日 10 名の定員で、1 人につき月 2 回のグループプログラム（1 時間）と、必要に応じて保護者への面談（1 時間）を月に 1 回実施しています。
 - ⑤ 事業の名称がデイサービスで、預かりと勘違いされる…発達支援ということが明確になる事業名に変えてほしい。
 - ⑥ 札幌市は事業所数は増えているが、レスパイトとしての取組みが多く、発達支援として成り立っていないところが多い。発達支援としての本来の取組みがなされるよう、もっと厳しくするべきだと思う。
 - ⑦ ココロメソッドは発達を促す療法であるため、スタッフの知識・技術に高度なレベルが要求される。そのため能力のあるスタッフの採用に厳しい面がある。他デイサービス事業の活動をみると、「預かり保育」が多いように思われるが、果たして子ども達の将来を考えているか懸念を感じる。療育に関する知識や指導技術の研修は少ない。
 - ⑧ 私たちの事業所ではプログラムを設定し、SST や TEACCH プログラムの手法をもちいている為、定員に対しての希望が多く、受け入れが困難な場合がある。週に 1 回の療育プログラムを行っている。しかし、放課後デイサービスの事業所の中には DVD をみせたり等、毎日同じ利用児を受け入れ、日中一時のおあずかりと変わらないようなサービスをしているところもあり、療育とはかけはなれ、放課後デイサービスのアイデンティティがない。放課後デイサービスは療育を行うべきなのかを明確にしてほしい。個別支援計画があれば何でもいいわけでもないと思うが…宜しくお願いします。
 - ⑨ 特に「療育」に力を入れているので、それなりの知識等が職員に求められるので、難しい面がある。
 - ⑩ 児童デイサービスの療育中心のスタイルをそのまま持続して行っている。このような専門的な施設が少ないことが課題（ニーズはとても多い）。
 - ⑪ 当事業所は、障害児のあずかりではなく、自立を目的とした療育をしております。そのため、専門的な知識も必要で人材育成にも力を入れています。子どもたちの将来を見据えた支援を頑張っているところで
-

表 9 「預かり」に対して批判的な回答（一次調査）

-
- ① 子どもの発達課題を考慮して適切な支援がなされていくことを強く望んでいます。放デイを預かりとして捉えられたくはないと思います。
 - ② 数は増えたが中身が預かり中心のところが多い。
 - ③ 放デイが出来てから新規参入する事業所が相当数増えた。中には放デイ＝預かりサービスのところも多い。時間の確保、つまりサービスの量の拡大は親にも行政にも評価されやすく、逆に子どもたちの発達にとって、どういう場、関係性が必要なのか、適切なのかといった質の評価は難しい。その事にとっても大きな危惧を感じている。
 - ④ 預かりを主に行っている事業所の専門性を持った放課後等デイサービスの実施が必要であると感じています。
 - ⑤ 障害について理解せず、ただ預かることだけが目的のところが増えていることに課題を感じます。“利用者のニーズにお応えして”といううたい文句の“利用者”が子どもさんなのか？親なのか？はつきりしないところが多いように思うこともあります。
 - ⑥ 最近は毎日利用したいという希望も多く、子どもよりは親の都合で利用するというケースが目立ち、保育所化しているのではという気がする。放課後等デイサービスとしての本来の目的をどのようにとらえればいいのか、わからなくなっている。
 - ⑦ 事業所により療育ではなく、日中一時支援的な対応で済ませる実態もあり、行政は机上のチェックではなく、現場に足を運び、現状把握すべきである。
 - ⑧ 基本的に、支給量が少ないため、保護者からは十分な就労ができないという苦情がある。通常の学童保育と同じように考えておられる方が多い（子どもを預けることができれば、それでよい）。
-

(4) 保護者による子どものケアの重視

放課後等デイサービス事業所における保護者の就労支援の位置づけに関わっては、子どもに対する保護者の役割についての事業所の意識にも着目する必要がある。このことについて、二次調査の自由記述回答をみると、表 10 のように、保護者による子どものケアを重視する見方を示す事業所が少なくない。表 10 に示された回答においては、放課後等デイサービスのような社会的支援の活用により、子どもに対する親・保護者の関わりが希薄になること（表 10 の①～④）、親・保護者が子どものケアを担うことが困難になること（表 10 の④～⑥）への危惧が示されており、「親子の時間」「家族の時間」「家庭での時間」が少なくなることが問題視されている（表 10 の⑦～⑭）。そして、これらと同じような回答は、一次調査の自由記述回答においてもみられる（表 11）。

保護者による子どものケアの重視は、保護者の就労支援を事業の役割として位置づけることを必ずしも否定するものではない。しかし、保護者の就労支援を放課後等デイサービスの重要な役割として位置づけるならば、平日を中心として毎日のように子どもが放課後等デイサービスに通うことが認められなければならない。毎日のように子どもが放課後等デイサービスに通うことが否定されれば、母親・保護者が就労することは難しくなる。フルタイムでの就労は極めて困難であろうし、パートタイムでの就労も容易ではない場合がある。保護者による子どものケアの重視は、保護者の就労支援を事業の役割として位置づけないことにつながる可能性が高い。

もっとも、一次調査および二次調査からは、具体的な実態を詳しく把握することはできない。保護者による子どものケアを重視する見方を示す事業所がそれぞれどのような実態を念頭に置いて回答しているのか、毎日のように子どもを放課後等デイサービス事業所に預ける保護者が実際にはどのような理由でそうしているのか、といったことは本調査からはわからない。そうした実態を把握することは、今後の課題である。

しかし、いずれにしても、保護者による子どものケアを重視する事業所が少なからず存在するであろうこと、毎日のように子どもが放課後等デイサービスに通うことに否定的な事業所が少ないとはいえないであろうことには、注意が必要である。表 12 に示された回答にみられるように、放課後・休日において毎日のように子どもが通える社会的支援の場は、保護者・家族の就労や生活にとって極めて重要なものであり得る。放課後等デイサービスについて、子どもの「療育」や「発達支援」が強調され、家族にとっての役割が後景に退くことで、保護者・家族の就労や生活が困難になり、結局は子どもの生活基盤が損なわれていくことも考えられるのである。

表 10 保護者による子どものケアを重視する回答（二次調査）

-
- ①放課後等デイサービスを利用することで、保護者の子どもへの関わりが薄れていないか。
 - ②毎日放課後等をご利用される方もいるが、本人が疲れないか、家族との関わりや家庭での療育など心配に感じてしまうこともある。
 - ③家庭の事情で殆ど毎日（週末・祝日含む）利用している児童さんがいる。家族の絆を深める気持ちに欠ける。
 - ④毎日ご利用していただけるのはありがたい事であるが、母仕事の為、子どもの休日利用が続くと保護者との関係が希薄になったり、保護者の負担を減らすお手伝いはさせていただきたいが、預けている事で楽になりすぎると将来の事を考えると少し不安を感じる。
 - ⑤放課後、毎日により福祉サービスを利用できるようになったことで保護者が就労可能になったが、子どものことをよくわからない、向き合わない保護者も増え、子どもには不利益が生じているようにも感じる。
 - ⑥療育の目的1つに、お子さんを家庭で育てていく力を家族につけてもらうことも含まれると考えています。しかし現状、デイが乱立し、週に4～6日通う（かけもちして多数事業所を使い）子が増えてきています。本当に学校に毎日通っているのに、放課後の療育が週に6日も必要でしょうか？支給決定する市にも問題があると思うし、そうやって考える事業所が少なく、どんどん通わせてしまうのも問題。これで本当に将来生きていく力が身についていくのでしょうか？
 - ⑦近年、放デイ事業所が急増しており、子どもさんによっては毎日、学校修了後はデイに行き、かつ、土日の利用もしている子どもさんが増加している傾向がみられる。親御さんによっては子どもさんと接する、一緒に生活する時間が少なく、育て方に問題がみられるケースが多くみられる。子どもさんの生活の場をきちんととらえていない親御さんが多くなることを危惧している。
 - ⑧放課後等デイサービスの利用目的で子どもの様子によったら、もう少し家庭での時間を増やしてあげたらいいのでは？と感じるご家庭もある。仕事をしていなくて、家におられる時間は（レスパイトは必要だが）子どもとの時間を大切にしたいと感じる。又、ご家庭での幼少期からの取組み（将来に向けて）も必要だと思います。少しでもその大切さを両親にもお伝えできたらと思っています。
 - ⑨放課後デイサービス事業所の増加で週6日、人によっては週7日、放課後デイサービス、あるいは日中一時支援などのサービスを利用されている方がいる。保護者の仕事や体調面などで仕方がないケースもあるが、家族での時間が極端に少ない利用者もいる状況がある。利用できるハード面が整ってきていることは良いと思うが、家族の時間も大切にしたいなと思っています。
 - ⑩子どもと接する時間の確保。
 - ⑪何かしらの形で平日、毎日預けられる場所を捜しているという家庭がありますが、親と子として向き合う時間が少ないのではないかと思います。
 - ⑫受給量が最大（25日～27日）の方で、ご家族で子どもさんと接する時間があるにもかかわらず、デイに出されている傾向がみられます。大切な親子の時間を持つ責任がデイに預けられるということで薄くならないでほしいです。
 - ⑬支援の難しい児童の方は放課後だけではなく、休日等も事業所を利用され、家庭で過ごす時間が短く、家庭での良好な支援に結びつかない事。
 - ⑭市の支給決定が31日/月でているので、日～土曜日まで毎日利用しており、家庭で過ごす時間がない。
 - ⑮子育て全部を事業所や学校にまかせっきりの家庭が多いこと。
 - ⑯レスパイトが多くなると、子どもたちの自立（就職等）を真剣に考える機会が減るのではないかと自立に向けたスキル取得への関心がうすれている現状を危惧しています。
-

表 11 保護者による子どものケアを重視する回答（一次調査）

-
- ① 保護者が事業所まかせになってしまいがち。子どもと過ごす時間がほとんどない。
 - ② 利用しやすくなった分、家庭での過ごしが減った。
 - ③ 放課後等デイサービス利用について、幼少期、学齢期の子どもと親との関わりが希薄になることが懸念される。
 - ④ サービスを使いすぎる人が出て、家族等と過ごす時間が減ったり家族による子育てが低下気味。
 - ⑤ 親は楽をしたいから預けたい…子育てを放棄したいから入れる…全ての親がそうとは限らないがそういう親が増えている。施設の子どもの成長の為に職員が頑張っても、果たしてそれが親に伝わらないのであれば子どもは成長していくのであろうか…といつも考えさせられます。
 - ⑥ 家に母親がいるにもかかわらず、1 週間の休みの日までデイを利用している子がいること。
 - ⑦ 保護者への支援も大切にしているが、子どもと向き合う時間が極端に少なく、福祉サービスを乱用している方がいること。
 - ⑧ 保育園での預かりに慣れている為、親の都合で休みの日も長時間預けっぱなしの人もある。
 - ⑨ 福祉が手厚く利用できることは大変良いことだが、親さんの子育てに対する意識の低下につながっている。
 - ⑩ こちらがデイに力を入れるとますます地域から切れてしまう子をつくってしまうので、悩んでいます。また、学校へもむかえにいけるようになり、親の仕事をうばっていないのか？と思います。
 - ⑪ 放課後等デイサービスを数ヶ所利用したり、毎日使うのはどうなのかと思っています。家庭で教えるべきこと、家族とのつきあい方、道路の歩き方、家事のやり方などなど、たくさんあるのに、全て他人まかせにしてしまうのは、あまり良くないと考えていますので、障害の程度によってデイを使える日数を決めていくのがよいと思っています（重度のお子さんには手厚くすべきと考えています）。
 - ⑫ いろいろな事業所があるが、事業所でバラバラな方針で行っていることもあり、じょうずな親はサービスを多数利用している。しかし、高校卒業後の進路に悩み、就職先が 16:00 で終了となる場合、18 時まで預かってくれないと困るということが実際にできている。家庭で過ごす時間は本当にあるのだろうか。そして、小さい頃より週 5 日、もしくは週 6 日預けている場合、親は子どもをみれなくなってしまうことはないだろうか…もう少し子どもと向かい合ってレスパイト的なデイサービスの利用、または家庭にあわせた使い方が出来ればと思う。
 - ⑬ 当事業所には感じないが、保護者と児童のかかわりの時間が少なくなり、保護者が成長につれ障害への対処がおくれたり、できなくなる恐れを感じる。
 - ⑭ 制度が出来た途端に福祉をあまり考えず商売としてデイサービスを立ち上げる事業所が増えた。保護者のレスパイト、母親の就業にはつながっているが、事業所が乱立する事により子どもたちを毎日丸投げする事が可能となり、親子間の関わりが薄れています。子どもたちが本当に大変になった時に、親子が向き合えるかが心配です。先で施設入所が増えるのではないかとすごく心配します。
 - ⑮ 将来、子どもを見られない親を私たち事業所がつくってしまうようなところがあります。
 - ⑯ 保護者がサービスに依存しすぎないか、特に卒業後、帰宅時間が早くなった時に、自宅でおちついて過ごすことができるのか、対応できるのかなど、心配になるケースもある。
 - ⑰ 放課後デイの支給量が多く、全てを使わないと損だと考える保護者の声をよく聞く。活動内容がテレビを覗くだけという事業所でも乱立できる状況に、それでも子どもを預かって欲しい親の子育て力の低下が感じられる。複数のデイを毎日使う、子どもの疲れ具合。
 - ⑱ 子どもの必要以上に支給量を出さないで欲しい。親が希望すると役所がすぐくれる。親が福祉政策に甘えている人もみられる（育児放棄？）。
 - ⑲ 放課後デイを新規に開所するところが増え、競争になっている。それにより、親の育児放棄に近い状況がある。1 ヶ月に 27 日～30 日の受給量を出すよう市町村に迫る親が出現している。大人の利用量であっても 22/1 月なのに。悲しくて残念でたまらない。国の管理は児童に至っていない。急がないと。
-

表 12 事業所等による子どものケアの必要性を指摘する回答（二次調査）

-
- ① 最近、就学前児童は障がい児の療育、教育を専門とする施設に通うより、普通の保育園へ通うケースが増えている。保護者も 9:00～18:00 前後のフルタイムで働き、保育園では朝 7:00、夜 19:00 まで保育可能なのに、小学校にあがり放課後等デイになると仕事を辞めざるを得ない。事業所も保育園のようにには対応できない。
 - ② デイサービスを利用しているから現状の生活が保てる方が多くいます。デイが利用できなければすぐ貧困家庭(父子、母子などは特に)になってしまいます。
 - ③ 保護者（母親）が世帯の働き手で、1 人で介護している。父親がいない。祖父母も他界している。対象児童が医療的ケアを必要とする障害児で、少しでも体調を崩すと学校から迎えの連絡が入る。授業終了後、当施設を利用しているが、長期休暇以外、月 14 日の支給しかなくて仕事も休まれがちで、収入的に大変困っている様子。
-

4. まとめ

二次調査においては、半数を超える事業所が、保護者の就労支援を事業の役割として位置づけていると回答していた。しかし、一次調査の結果をみると、保護者の就労支援を事業の役割として重視している放課後等デイサービス事業所は少ないことがわかる。また、二次調査の結果をみても、一つの事業所において十分に保護者の就労保障がなされていることは多くないであろうことがうかがわれた。

そして、二次調査においては、保護者の就労支援を事業の役割として位置づけることに消極的・否定的な事業所も多いことが示され、その背景には「療育」と「預かり」とを二項対立的にとらえる見方があることがうかがわれた。放課後等デイサービスの制度の前身といえる児童デイサービスの制度について、「療育サービス」と「放課後対策的なサービス」とが対比的に語られてきたことが、二項対立的な見方に影響しているのかもしれない⁷⁾。

しかし、本稿で既に述べたように、放課後等デイサービスが創設される経過においては、保護者の就労支援も重要な役割として求められていた。また、丸山（2008）は、障害児の保護者を対象とする質問紙調査をもとに、障害児の放課後・休日支援については保護者の就労にとっての役割が強く期待されていることを明らかにしている。

保育所や学童保育については子どもの発達支援と保護者の就労支援とが基本的に統一的にとらえられるようになってきていることを考えるならば、「療育」と「預かり」とが二項対立的にとらえられることは、放課後等デイサービスについてみられる特異な状況ともいえる。子どもの発達支援と保護者の就労支援とが完全には調和的でないとしても、「療育」と「預かり」とを二項対立的にとらえる見方については、その妥当性が検討される必要があるのではないだろうか。

次に、保護者の就労支援を事業の役割として位置づけることに事業所が消極的・否定的になる理由に関わって、保護者による子どものケアを重視する事業所が少なくないことが一次調査および二次調査から示された。そして、毎日のように子どもが放課後等デイサービスに通うことに対する否定的な見方もあることが把握された。

確かに、放課後・休日に子どもが毎日のように事業所に通うことは、子どもにとって負担になる場合があると考えられる。日によって異なる事業所に通わなければならないとすれば、子どもの負担はさらに大きくなりがちであろう。

しかし、同年齢の子どもをもつ保護者に一般的に期待される以上の役割が保護者に求められるような状況は、家族のノーマライゼーションという観点（藤原，2006）からみて正当性が疑われる（丸山，2013b）。子どもが成人した後にも親によるケアが期待される状況は、なおさら問題性が強いといえよう。また、子どものケアを中心的に担うのが現実には母親である場合が多いことを考えるならば、保護者による子どものケアを重視する見方はジェンダー的な偏りを実質的に含んでいる可能性が高い。さらに、親が子どものケアを濃密に担うことは、親子の密着の度合いを強め、母子関係・親子関係に歪みをもたらす可能性もある。保護者による子どものケアを単純によいものとみることはできない。

障害児者のケアに関わって母親・保護者・家族に多くの役割が求められることは、母親・保護者の就労が制約されることにつながる（丸山，2011b；丸山，2013a）。保護者の就労保障という観点からは、放課後等デイサービス事業所において保護者の就労支援が事業の役割として位置づけられ、子どものケアに関する母親・保護者・家族の役割が軽減されていくことが望まれるであろう。放課後等デイサービスが保護者の就労支援としての役割を果たさないのであれば、現状において、障害児の保護者の就

劳动保障のための制度的基盤がほとんど存在しないことになる。そのことは、保護者の労働権の制約につながるものであり、子どもに障害があることを理由とする差別的状況を生むものであるといわなければならない。

しかし、現状においては、放課後等デイサービス事業所において保護者の就労支援が事業の役割として十分に位置づけられているとはいえない。本稿において示された実態は、今後の議論の必要性を浮き彫りにするものであるといえる。

注

- 1) 事業所一覧は2013年4月時点のものから2014年11月時点のものまであり、必ずしも最新の情報が得られたわけではない。しかし、厚生労働省（2014）によれば2013年10月時点における放課後等デイサービスの事業所数は約3900か所であり、ほとんどの事業所を対象にすることができたと考えられる。
- 2) 一次調査において、事業所名についての回答のない回答票もあった。そのため、一次調査の有効回答票数と二次調査の対象事業所数には、小さくない差が生じている。
- 3) この点については、丸山（2014）においても指摘している。
- 4) 父親等の就労支援についても考えるべきであるが、就労が特に困難になっているのは多くの場合に母親であることから、二次調査においては母親の就労割合について質問している。
- 5) 登録児の母親の就労割合が事業所によって大きく異なっていることにも注目が必要であろう。ただし、その背景にある要因を二次調査から明らかにすることは困難である。
- 6) 保護者の就労支援が事業の役割として明確に位置づけられていないことによって、一つの事業所に毎日のように子どもが通うことが制限され、結果として複数の事業所に通わなければならないということも想定される。
- 7) 児童デイサービスおよび放課後等デイサービスをめぐる制度改変の経過については、森川（2011）が整理をしている。

文献

- 江尻桂子（2014）「障害児の母親における就労の現状と課題—国内外の研究動向と展望」『特殊教育学研究』第51巻第5号，pp.431-440。
- 江尻桂子・松澤明美（2013）「障害児を育てる家族における母親の就労の制約と経済的困難—障害児の母親を対象とした質問紙調査より」『茨城キリスト教大学紀要』第47号，pp.153-160。
- 藤原里佐（2006）『重度障害児家族の生活—ケアする母親とジェンダー』明石書店。
- 平野美佐子・大越千鶴・山本弘志（2015）「相談支援から見た障害児と家族・家庭の困難」『障害者問題研究』第42巻第4号，pp.46-51。
- 加藤淳（2012）「放課後等デイサービスの到達と課題—本人支援，地域支援を中心に」『さぽーと』2012年10月号，pp.17-19。

- 児玉真美（1998）『私は私らしい障害児の親でいい』ぶどう社。
- 厚生労働省（2014）第2回障害児支援の在り方に関する検討会資料。
- 丸山啓史（2008）「障害のある子どもの放課後・休日支援の現状と課題」『障害者問題研究』第36巻第4号，pp.72-79。
- 丸山啓史（2011a）「障害児を育てる母親の就労に影響を与える要因」『京都教育大学紀要』No.118，pp.81-90。
- 丸山啓史（2011b）「障害のある乳幼児を育てる母親の就労をめぐる問題—母親へのインタビュー調査から」『障害者問題研究』第39巻第3号，pp.32-39。
- 丸山啓史（2012a）「障害のある子どもの母親が就労することの意味—母親へのインタビュー調査から」『京都教育大学特別支援教育臨床実践センター年報』第2号，pp.23-35。
- 丸山啓史（2012b）「障害のある子どもの放課後保障と母親の就労」島田修一・辻浩・細山俊男・星野一人編『人間発達の地域づくり』国土社，pp.105-116。
- 丸山啓史（2013a）「障害児の母親の就労と祖父母による援助」『京都教育大学紀要』No.122，pp.87-100。
- 丸山啓史（2013b）「障害児の放課後活動の役割をめぐる論点」『障害者問題研究』第41巻第2号，pp.11-18。
- 丸山啓史（2014）「障害児の放課後活動の現状と変容—放課後等デイサービス事業所を対象とする質問紙調査から」『SNEジャーナル』第20巻，pp.165-177。
- 森川鉄雄（2011）「全国放課後連の運動—『放課後等デイサービス』ができるまで」障害のある子どもの放課後保障全国連絡会編『障害のある子どもの放課後活動ハンドブック』かもがわ出版，pp.159-171。
- 西浜優子（1999）『しょうがい児の母親もバリアフリー—働いて、ふつうに暮らしたい』自然食通信社。
- 小木曾由佳（2014）「知的障害児の母親のワーク・ライフ・バランス—就労継続の分岐点と活用資源」『女性労働研究』58号，pp.154-169。
- 須河浩一（2014）「発達支援の専門性」『さぽーと』2014年7月号，pp.17-19。
- 障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（2014）「放課後等デイサービスの現在」。
- 玉井真理子（2008）「障害児の母親が職業を捨てないということ」上野千鶴子・大熊由紀子・大沢真理・神野直彦・副田義也編『家族のケア家族へのケア』岩波書店，pp.155-178。
- 玉井真理子・柴田聖子（1996）「電腦スペースから見えた世界は暖かかった」ぶどう社フォーラム編『まちの中の出会いの場—お元気ママたちの「ふくし」づくり』ぶどう社，pp.18-22。
- 田中智子（2010）「知的障害児のいる家族の貧困とその構造的把握」『障害者問題研究』第37巻第4号，pp.21-32。
- 上村浩子・高橋利子・日高洋子・原田放子（1999）「障害児を持つ母親の子育てと就労に関する意識調査」『横浜女子短期大学紀要』第14号，pp.85-97。
- 上村浩子・高橋利子・日高洋子・原田放子（2000）「障害児を持つ母親の子育てと就労に関する意識調査その二」『横浜女子短期大学紀要』第15号，pp.41-52。

＊本稿は、2012～2014年度科学研究費補助金「障害児家族の生活・養育困難と学校教育の課題に関する実証的研究」（24531246）による研究成果の一部を含んでいる。